

家畜共済特定損害防止事業実施要領

(平成 30 年 6 月 18 日付け 30 経営第 725 号農林水産省経営局長通知)

(最終改正 令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 3077 号)

【略語及びその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
施行令	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）
規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
交付要綱	家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱（昭和 42 年 8 月 7 日付け 42 農経 B 第 2204 号農林事務次官依命通知）
交付規則	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）
組合等	農業共済組合及び共済事業を行う市町村
都道府県連合会	法第 11 条第 2 項に規定する都道府県連合会
特定組合	法第 73 条第 4 項に規定する特定組合
都道府県連合会等	都道府県連合会及び特定組合
組合員等	農業共済組合の組合員及び共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者

第 1 通則

- (1) 法附則第 3 条第 1 項の規定による交付金（以下「交付金」という。）に係る都道府県連合会及び組合等の行う損害防止の処置の指示及び特定損害防止事業に関しては、法、施行令及び規則並びに交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- (2) この要領において「特定損害防止事業」とは、法第 126 条に基づく家畜共済に係る損害防止事業のうち、この要領に定めるところにより行われるものをいう。

第 2 損害防止の処置の指示

1 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、第 4 の 3 (1) の農林水産大臣の承認を受けた後、法第 172 条において準用する法第 126 条の規定により、その組合員たる組合等に対し、その組合員等を対象として特定損害防止事業を実施することを指示する。（様式 1—1）
- (2) 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が 2 (2) により負担する特定損害防止事業の実施に要する経費を負担する。

2 特定組合以外の組合等

- (1) 特定組合以外の組合等は、都道府県連合会の指示に基づき特定損害防止事業を行うとともに、法第 126 条の規定により組合員等に対して、当該特

定損害防止事業を利用して損害防止を行うよう指示する。（様式 1—2）

（2）組合等は、組合員等が負担すべき特定損害防止事業の実施に要する経費を負担する。

3 特定組合

（1）特定組合は、第 4 の 3（1）の農林水産大臣の承認を受けた後、特定損害防止事業を行うとともに、法第 126 条の規定により組合員に対して、当該特定損害防止事業を利用して損害防止を行うよう指示する。（様式 1—2）

（2）特定組合は、組合員等が負担すべき特定損害防止事業の実施に要する経費を負担する。

第 3 交付金の交付

（1）国庫は、法附則第 3 条及び施行令附則第 3 条に基づき、都道府県連合会等に対し、特定損害防止事業の実施に要する経費の 60/100 に相当する金額を交付金として交付する。

（2）交付金の交付対象となる経費は、特定損害防止事業に要した医薬品等の費用、獣医師の技術料、賃借料、燃料費、事務費、職員旅費交通費及び一般旅費とする。

第 4 特定損害防止事業

1 特定損害防止事業の範囲

（1）特定損害防止事業の範囲は、次のとおりとする。

ア（2）の対象疾病及び対象家畜について行う望診、聴診等の診察、飼養管理状況の確認及び細菌分離培養検査、血液生化学的検査等の検査（以下「健康検査」という。）

イ健康検査の結果を踏まえて損害防止のため必要と認められる畜舎の清掃及び消毒等の措置（以下「予防衛生措置」という。）並びに健康検査によって発見された疾病又は傷害について、緊急性及び必要性を有し、かつ、事業本来の目的を逸脱しない範囲で行われる投薬、注射、手術等の処置（以下「応急処置」という。）

ウア及びイの結果を踏まえて損害防止のため必要とされる組合員等への飼養管理に関する指導（以下「指導」という。）エ その他損害防止のために必要な措置

（2）特定損害防止事業の対象とする疾病及び家畜は、次のとおりである。ただし、法第 117 条の規定により共済事故の一部除外をした共済関係に付された家畜は、当該除外された疾病については対象としない。

対象疾病	対象家畜
呼吸器疾患	牛（種雄牛を除く。）
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病	牛の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患及び運動器の腫瘍を除く。）	牛（種雄牛を除く。）
牛伝染性リンパ腫	牛（種雄牛を除く。）
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウナー症候群及び代謝疾患に限る。）	牛（種雄牛を除く。）
乳房炎	乳牛
新生子異常	新生子牛（出生後七日を経過しない子牛をいう。）又は牛の胎児

2 事業実施基準

農林水産省経営局長は、毎年度、特定損害防止事業に関し、都道府県連合会等に対して次の事項についての基準を示す。

- ① 対象疾病の種類
- ② 特定損害防止事業に係る費用
- ③ その他事業実施上必要な事項

3 事業計画

- (1) 都道府県連合会等は、2の事業実施基準に基づいて、特定損害防止事業以外の家畜に係る損害防止との調整を図り、4の都道府県知事の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。
(様式2)

なお、事業計画の立案に当たっては、都道府県連合会にあっては組合等と連携を図りつつ、都道府県連合会等の区域内の対象疾病の発生の推移、当該事業の重点事項及び実施体制を十分に勘案する。

- (2) 事業計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- ① 疾病ごとの特定損害防止事業の内容
- ② 家畜の種類ごとの頭数
- ③ 特定損害防止事業に係る費用
- ④ 7(1)の費用対効果分析に用いるその他の経済効果
- ⑤ その他実施上必要な事項

- (3) 特定損害防止事業に係る費用は、事業実施年度に適用される規則第117条第1項に基づき農林水産大臣が定める点数及び2の事業実施基準に基づき、算定するものとする。

* 規則第117条第1項に基づき農林水産大臣が定める点数のうち、初診の点数を用いないことに留意すること。

- (4) 都道府県連合会等は、事業計画を変更した場合において、交付規則第3条第1号の規定により農林水産大臣の承認を受けるときは、その変更の理

由（家畜衛生事情、特定疾病の発生状況、加入頭数、危険率、前年度の事業実績等）を付して申請をするものとする。（様式3）

4 都道府県の助言等

都道府県連合会及び特定組合は、事業計画の立案及び特定損害防止事業の実施に当たり必要があるときは、都道府県知事の助言等を受けるものとする。

5 事業の実施主体

(1) 都道府県連合会の指示に基づいて組合等が特定損害防止事業を行うときは、組合等が家畜診療所を設置している場合を除き、都道府県連合会にその実施を委託するものとする。（様式4-1、4-2）

(2) 特定損害防止事業を行う都道府県連合会及び組合等（都道府県連合会が組合等の委託を受けて実施する場合は都道府県連合会。以下「実施主体」という。）は、事業の進捗状況の把握に努めるものとし、特に、組合等の委託を受け事業を実施する都道府県連合会が家畜診療所を有しない場合には、都道府県連合会は必要に応じ現地において事業に立ち会うことにより適切な事業運営を指導することとする。

また、事業の実施を都道府県連合会に委託した組合等は、事業が円滑に実施されるよう都道府県連合会に協力するものとする。

6 事業の実施

(1) 実施主体は、地区別、組合員等別、畜種別、特定疾病別及び獣医師別の巡回日程を記載した実施計画を作成し、これを当該獣医師及び組合員等に示して事業の円滑な実施を図るものとする。

(2) 実施主体は嘱託獣医師、指定獣医師等と委託契約を締結する等により雇い入れて事業の円滑な実施を図るものとする。

(3) 特定損害防止事業の実施方法は次のとおりとする。

ア 地域の実態などを踏まえた、獣医師による集団検診等の方法によって行う。

イ 組合員等の事故低減に対する取組状況、組合員等の申告（未発情、発情異常、不受胎、異常乳等）、獣医師の通知（飼養形態、飼養管理技術水準、病傷事故の発生状況等）、家畜人工授精師の通知（不受胎、低受胎、発情異常等）、家畜衛生関係の指導組織からの連絡等によって対象とすべき家畜、組合員等を把握し、費用対効果を考慮しつつ効率的に実施する。特定地域の加入頭数の全数を対象とするような方法では疾病潜在家畜を平均的にしか補足し得ないから、効率が悪く不相当である。

ウ 健康検査、予防衛生措置及び指導については同一疾病について同一の家畜に行える回数の制限は設けないが、応急処置については同一疾病について同一の家畜に行える回数は1回とする。

応急処置を実施した場合は、家畜共済事務取扱要領（平成30年10月

2日付30経営第1400号農林水産省経営局長通知)に規定する診療種別等通知書に準ずる内容を通知する。

また、特定損害防止事業の内容については、原則として、家畜共済診療点数表及び薬価基準表に記載されているものに限ることとする。

エ 損害防止を図る観点から、健康検査、予防衛生措置及び応急処置を実施した家畜以外に農家の飼養する他の家畜についても群単位で指導を行う必要があると判断される場合は、指導の対象となる家畜、飼養管理その他必要な事項を指導書に記載することにより、指導することとする。

オ 実施主体は、組合員等への指導後、当該指導に基づく組合員等の損害防止の取組の状況等について確認をし、必要な指導を行う。

ただし、本事業が補助事業であることを考慮し、当該年度内に終了するよう配慮するものとする。

カ 実施主体は、事業を実施した獣医師の、当該事業に係る診療記録簿(以下「カルテ」という。)の写しと組合員等が保管する診療種別等通知書を突合し、診療の事実を確認する。ただし、家畜診療所が実施した健康検査、予防衛生措置及び応急処置については、当該確認を行う必要はない。

実施主体は、不適正なカルテを発見した場合には、都道府県連合会にあっては組合等とともに、獣医師に対する面接及び指導、組合員等に対する任意の調査を行う。

(4) 実施主体は、経費の経理処理につき帳簿、証拠書類等を整備及び保管(事業終了翌年度から起算して最低5年間)するとともに、次により適正な処理を図るものとする。

ア 委託獣医師及び臨時雇用者への経費の支払に当たっては、実施主体が、本人に預金口座を確認の上、当該事業に係るカルテの写しにより支払額を確定し、事業の終了後又は実施内容を確認後、速やかに支払うとともに、振込通知書により本人に支払ったことを通知する。

イ 実施主体は、その定める家畜診療所の運営規則に基づき医薬品の受払簿を備え、在庫の適切な管理に努める。

ウ 実施主体は健康検査を実施するに当たり、組合員等に対し事前に特定損害防止事業の実施を通知しておく。

エ 特定損害防止事業の実施内容については、獣医師がカルテ等に記載する。なお、電子媒体を使用し保存することも可能とする。特定損害防止事業実施後も指導を引き続き行えるよう、実施主体は、カルテ等の写しを事業終了後の翌年度から起算して最低5年間は保存して共済事故発生時に利用する。

オ 実施主体は、特定損害防止事業の内容等を集計分析して資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されているものを含む。以下同じ。)を作成し、講習・講話会及び指導に活用する。また、実施主体は農林水産省からの求めがあった場合は、当該資料を農林水産省に提供する。

(5) 待期間中の取扱い

待期間中の家畜に対しては、特定損害防止事業による健康検査及び予防衛生措置については可能とするが、応急処置をする場合には費用を負担させる。

7 実績報告

(1) 都道府県連合会及び特定組合の長は、事業成績書を、事業完了の日から起算して1か月を経過する日又は交付金交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに農林水産大臣に提出するものとする。(様式5)

また、費用対効果分析については別紙のとおり行うものとし、その結果を費用対効果報告書に取りまとめ、交付金交付決定年度の翌年度の7月末日までに提出するものとする。(様式6)

(2) 都道府県連合会が作成する事業成績書は実施主体ごとの事業実績書を取りまとめて作成する。

(3) 実施主体が都道府県連合会である場合は、都道府県連合会は組合等ごとの事業実績書を作成し、その写しを当該組合等へ送付する。

8 電子情報処理組織による申請等

(1) 実施主体は、第4の3(1)の規定による事業計画の承認の申請、第4の3(4)の規定による事業計画の変更の承認の申請、第4の7(1)の規定による事業成績の報告及び同項の規定による費用対効果の報告(以下「承認申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により承認申請等を行う場合において、本要領に基づき当該承認申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

(2) 実施主体は、前項の規定により承認申請等を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

(3) 農林水産大臣は、(1)の規定により承認申請等が行われた実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

(4) 実施主体が(1)の規定によりシステムを使用する方法により承認申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則 (令和元年5月24日付け元経営第194号)

1 この通知は、令和元年5月24日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日付け元経営第 2843 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 3 月 11 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式 5 により使用されている書類は、この通知による改正後の様式 5 によるものとみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 29 日付け 2 経営第 3359 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日付け 3 経営第 2623 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 2941 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 3077 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例による。

(別紙) 家畜共済特定損害防止事業の費用対効果分析について

- 1 費用対効果分析は、特定損害防止事業により損害防止を実施した組合員等ごとに行うこと。
- 2 費用は、対象の家畜ごと及び対象の疾病ごとに直接費、技術料及びその他経費を計上する。
- 3 効果は、対象の家畜ごと及び対象の疾病ごとに病傷事故削減の効果、死廃事故削減の効果及びその他の経済効果を以下のとおり算定して計上する。

(1) 病傷事故削減の効果

次の式により算定する。

なお、農林水産大臣の承認を受けた事業計画において別の計測方法を示した場合は、当該計測方法をもって算定する。

病傷事故削減の効果＝損害防止を実施した組合員等における事業実施年度の前年度の病傷事故支払共済金－当該組合員等における事業実施年度の病傷事故支払共済金

(2) 死廃事故削減の効果

次の式により算定する。

なお、農林水産大臣の承認を受けた事業計画において別の計測方法を示した場合は、当該計測方法をもって算定する。

死廃事故削減の効果＝損害防止を実施した組合員等における事業実施年度の前年度の死廃事故支払共済金－当該組合員等における事業実施年度の死廃事故支払共済金

(3) その他の経済効果

農林水産大臣の承認を受けた事業計画で定める「費用対効果の分析に用いるその他の経済効果」の計測方法により年額で算定する。

- 4 費用対効果 (B/C) は、2により算定した費用及び3により算定した効果の比率とする。

ウ 損害防止に必要なその他経費 計 円

賃借料	円
燃料費	円
事務費	円
職員旅費交通費	円
一般旅費	円

(2) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果

- ア 対象の家畜
- イ 対象の疾病
- ウ その他の経済効果の内容
- エ その他の経済効果の計測方法

(3) その他実施上必要な事項

(注1) 家畜共済特定損害防止事業に係る費用については、家畜共済特定損害防止事業実施要領第4の3(3)の規定に基づき算定した内訳、各費用の積算の内訳を添付すること。

(注2) 都道府県連合会については、「(1) 損害防止の処置の内容と負担する費用」の表中「指示組合員数」を「指示組合等数」とすること。

(注3) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果については、対象の家畜ごと及び対象の疾病ごとに経済効果の内容及び計測方法を示す資料を添付すること。(参考文献があれば併せて添付すること。)

(注4) 病傷事故削減の効果及び死廃事故削減の効果について、家畜共済特定損害防止事業実施要領の別紙に定める算定方法と異なる方法を用いる場合は、(3)において、対象の家畜ごと及び対象の疾病ごとに当該方法及び異なる方法を用いる理由を示すこと。

(注5) 本申請書により農業保険法附則第3条第2項の承認を受けたときは、本申請書を事業計画書とする。

(様式3)

年度家畜共済特定損害防止事業計画変更申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)農業共済組合(農業共済組合連合会)
組合長理事(会長理事) ○ ○ ○ ○

年 月 日付け 経営第 号をもって承認決定通知のあった 年度家畜共済特定損害防止事業計画について、別紙理由書に記載した理由により事業計画を変更したいので、家畜共済特定損害防止事業実施要領第4の3(4)の規定に基づき、申請する。

(様式4-1) 家畜共済特定損害防止事業の実施委託(例)

家畜共済特定損害防止事業の実施委託について

番 号
年 月 日

〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長)

月 日付け第 号をもって指示された 年度における家畜の損害防止の
処置全部または一部(の疾病にかかる指示に限る)の実施方を貴会に委託したいので、申し込み
ます。

当組合の支払うべき委託費は下記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金を
もって充てるものとします。

(注1) 損害防止の処置の一部を委託する場合は、「全部または」を削除し、委託する疾病名を記載
すること。

(注2) 市町村で家畜共済損害防止事業負担金をもって委託費にあてることができない場合には「下
記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金をもってあてるとしま
す。」を「下記のとおりとします。」とする。

記

(記以下は、「家畜共済特定損害防止事業の指示について」の記(2)と同じ。)

(様式4-2) 家畜共済特定損害防止事業の実施受託(例)

家畜共済特定損害防止事業の実施受託について

番 号
年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事 殿
(〇〇市長村長)

〇〇農業共済組合連合会会長理事

月 日付け第 号をもって委託の申込みのあった 年度における家畜の
損害防止の処置(月 日付け第 号)の全部または一部(の疾病にかかる指示に
限る)の実施を受託することにしたので通知します。

(様式5)

年度家畜共済特定損害防止事業成績書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年度において実施した家畜共済特定損害防止事業について、下記のとおり報告する。

記

(1) 指示した損害防止の処置の内容と家畜の種類ごとの実施頭数

対象の家畜		乳 牛							肉 用 牛							豚	
		呼 吸 器 疾 患	繁 殖 障 害	運 動 器 疾 患	牛 伝 染 性 リ ン パ 腫	周 産 期 疾 患	乳 房 炎	新 生 子 異 常	計	呼 吸 器 疾 患	繁 殖 障 害	運 動 器 疾 患	牛 伝 染 性 リ ン パ 腫	周 産 期 疾 患	新 生 子 異 常	計	繁 殖 障 害
組 合 等 実 施 分	対象頭数																
	検査頭数																
	処置頭数																
	指導頭数																
連 合 会 受 託 分	対象頭数																
	検査頭数																
	処置頭数																
	指導頭数																
指示 組合員数																	

(2) (1) の処置につき負担した費用

区分	直接費	技術料	その他経費	合計
組合等実施分				
連合会受託分				
計				

(注) 都道府県連合会については、「(1) 指示した損害防止の処置の内容と家畜の種類ごとの実施頭数」の表中「指示組合員数」を「指示組合等数」とする。

(様式6)

年度家畜共済特定損害防止事業費用対効果報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年度において実施した家畜共済特定損害防止事業について、下記のとおり報告する。

記

費用対効果分析表

対象の家畜	対象の疾病	対象組合員数	対象頭数	費用				効果				費用対効果(B/C)
				直接費	技術料	その他経費	合計(C)	病傷事故削減	死産事故削減	その他	合計(B)	
乳牛	呼吸器疾患											
	繁殖障害											
	運動器疾患											
	牛伝染性リンパ腫											
	周産期疾患											
	乳房炎											
	新生子異常											
	計											
肉用牛	呼吸器疾患											
	繁殖障害											
	運動器疾患											
	牛伝染性リンパ腫											
	周産期疾患											
	新生子異常											
	計											
豚	繁殖障害											
総合計												

(費用対効果報告書作成上の注意)

- (1) 「(別紙)家畜共済特定損害防止事業の費用対効果分析について」の規定に基づき、作成すること。
- (2) 費用対効果分析表には、都道府県連合会又は特定組合ごとに集計した結果を記入すること。
- (3) 都道府県連合会については、「費用対効果分析表」の表中「対象組合員数」を「対象組合員等数」とすること。
- (4) 対象組合員数及び対象頭数は、実数を記入すること。
- (5) 同一個体に複数疾病の損害防止の取組を行った場合は、該当する疾病の各々に実績として記載すること。

(6) 費用対効果 (B/C) は、小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで表示すること。